

# 水田活用の直接支払交付金見直しについて 柔軟な対応を求めるとともに、 生産者の実情を踏まえた必要な支援を求める意見書

今般、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが示された。この交付金の主旨は食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図るものである。しかし食料自給率、自給力の向上はまだまでであり、これまで以上に取組みを推し進める必要がある。

さらに現在我が国におけるコメの消費量は、食の多様化、人口減少の進行により年々減少していることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み米価が下落する状況となっている。

このような中、直接交付金の見直しが発表され、今後5年間一度も水張りが行われない農地は交付対象水田にしない事や、飼料用米等の複数年契約に対して加算していた10アール当たり1万2,000円の交付金を廃止し、経過措置として継続分に対して6,000円を支援すること、牧草では収穫のみを行う場合、1万円に減額することなどの方針が示された。

見直しは長年生産調整に協力し、転作作物の生産拡大に取り組んできた農家にとって深刻な問題である。つまり営農が根底から危うくなり、定着させてきた転作が困難になり、耕作放棄や離農が加速されることが懸念される。

よって、国においては、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細な取り決めにあたり、生産現場の実情、課題を十分に調査し、生産者の意見を取り入れ、農家が希望を持って永続的に営農できるよう、一律な見直しはさげ、柔軟な対応を行う事を強く求める。そして食料自給率を上げるためにも、農業承継がしっかりとでき、将来の日本農業を守るための必要な支援を新たに求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日

宮崎県西都市議会